

■調査基準について（一部抜粋）**【基準】**

公益財団法人大田区スポーツ協会の加盟団体に所属し、スポーツの普及・発展に寄与した個人を対象とする。

1 対象基準は次のとおりとする。

- (1) 加盟団体の創設に携わり、連盟の運営・発展に尽力した方
- (2) 加盟団体の役員（会長、副会長、副理事長、常務理事、理事、監事、監査等）として40年以上の活動歴を有する方
- (3) 都スポーツ功労賞（旧都教育委員会表彰）の受賞歴がない方
- (4) 現在は活動していない方や、過去において本協会又は公益財団法人東京都体育協会の表彰がある方も含む

2 基準日は平成31年4月1日とする。